

三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数に関する条例

平成19年2月1日条例第3号

三重県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。